

対話するインタビュー実践研究会（TAIWAS） 会 員 規 約

第一章 総 則

第1条（目的）

1. 対話するインタビュー実践研究会（以下「TAIWAS」といいます）は、世界中のすべての人々が、TAIWAS の活動を通して自分を見つめ、新たな考えや価値観を獲得し、自分で選択し行動することができるような個々の主体性や価値観を尊重する地域社会の環境整備を図るとともに、TAIWAS 及び会員相互の協力のもと、さまざまなバックグラウンドをもつ個人が対話を通じて、他者を知り、人それぞれの違いを受け入れ、互いに認め合い、支え合いながら共に生きていくことができる共生社会の実現を推進することを目的とします。
2. 本規約は、TAIWAS の会員（以下「会員」といいます）がその活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものであり、TAIWAS の安定的な運営と会員の適正な活動の確保を目的とします。

第2条（適用）

1. 本規約は、会員と TAIWAS との間において適用されます。
2. TAIWAS の会員は、次の3種とします。詳細については、会員概要に従います。
 - (1) 個人正会員
 - (2) 個人サポート会員
 - (3) 団体サポート会員

第3条（会員の義務）

1. 会員は、自己の責任において、TAIWAS の方針に則り、かつ本規約を遵守し、自らの活動（以下「会員活動」といいます）を行うものとします。
2. 会員は、会員活動を行うにあたり、第三者との間でトラブルや紛争が生じたときは、自己の責任において、誠実かつ迅速に対応しなければならないものとします。この場合、TAIWAS は、この問題解決に向けて、可能な限りの協力を行うものとします。

第二章 入 会

第4条（入会）

入会希望者は、本規約に同意したうえで、TAIWAS 所定の方法により入会申し込みを行うものとします。この入会を TAIWAS が承認した後、TAIWAS へ所定の初年度の年会費を納入した時点より、会員として活動することができるものとします。

第5条（年会費等）

1. 会員は、前条の入会後も、会員として所属する期間中、所定の期日までに、TAIWAS へ年会費を納入するものとします。
2. 会員は、TAIWAS を賛助する目的で、任意に TAIWAS へ寄付金を納入することができるものとします。
3. 会員が TAIWAS へ納入した年会費、寄付金その他一切の費用については、退会、除名その他いかなる理由によっても返還されないものとします。

第6条（期間）

会員の会員資格は、入会の日から、第8条（退会）または第9条（除名）によりこれが喪失するまで、有効に存続します。

第7条（登録情報の変更）

会員は、自らの登録情報に変更を生じた場合には、遅滞なく、その変更内容を通知するものとします。

第8条（退会）

1. 会員は、退会を希望するときは、その旨を、所定の退会届にて TAIWAS に届け出るものとします。
2. 前項の退会の届け出については、やむを得ない事由がある場合を除き、退会予定日の1ヶ月前までに行うものとします。

第9条（除名）

TAIWAS は、会員が本規約に違反し、あるいは違反するおそれのある行為が発覚した場合、その他会員としての適格性を欠いていると判断したときは、除名し、その会員資格を喪失させることができるものとします。

第三章 秘密情報および権利義務

第10条（秘密情報）

会員は、TAIWAS より提供を受け、または知り得た TAIWAS の営業上、財産上、技術上その他の情報（公益財団法人国際文化フォーラム（TJF）その他の TAIWAS の関係機関、関連団体、取引先等に関する情報を含み、以下「秘密情報」といいます）を適切に管理し、TAIWAS の事前承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第11条（個人情報の保護）

会員は、個人情報保護に関する法令に基づき、TAIWAS 関係者（他の会員を含みます）の個

人情報を適切に管理し保護しなければならないものとします。

第 1 2 条（権利帰属）

TAIWAS の秘密情報およびこれに関する書籍、各種データ、その他の TAIWAS の活動に関する知的財産権は、すべて TAIWAS に帰属しています。なお、TAIWAS の運営管理する「ときめき取材記」その他の TAIWAS のコンテンツに掲載される記事等の著作物については、著作者に帰属します。会員は、如何なる理由によっても、これらの知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第 1 3 条（禁止行為）

会員は、次に該当する行為をしてはなりません。

- (1) TAIWAS または TAIWAS 関係者の知的財産権、肖像権、プライバシー、人権やその他の権利を侵害する行為
- (2) TAIWAS の承諾を得ることなく、TAIWAS から提供された書籍、各種データ等の複製、模造、印刷、配布、転載、SNS 等へアップロードを行う行為
- (3) TAIWAS または TAIWAS 関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他手段の如何を問わず、TAIWAS の運営を妨害する迷惑行為
- (4) 法令または公序良俗に違反し、あるいは違反するおそれのある行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 1 4 条（損害賠償）

会員は、TAIWAS または TAIWAS 関係者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 1 5 条（存続条項）

会員が退会または除名され、会員資格を喪失した後においても、第 1 0 条（秘密情報）、第 1 1 条（個人情報の保護）、第 1 2 条（権利帰属）、第 1 4 条（損害賠償）、本条（存続条項）、第 1 6 条（反社会的勢力等）、第 1 7 条（譲渡等）、第 1 8 条（協議解決）および第 1 9 条（合意管轄）は、なお有効に存続するものとします。

第 1 6 条（反社会的勢力等）

会員は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。

- (1) 反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから 5 年を経過しない者であること
- (2) 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
- (3) 自らまたは第三者を利用して、他者に対して暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いてい

ること

第四章 雑 則

第17条（譲渡等）

会員は、TAIWAS の書面による事前の承諾なく、会員としての地位または本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、または担保に供してはならないものとしします。

第18条（協議解決）

本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとしします。

第19条（合意管轄）

本規約に関連する紛争が生じた場合には、TAIWAS の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとしします。

以上

2025年2月1日 制定・施行